

向日市感染症の患者等の人権擁護に関する条例（案）に対するパブリックコメントの意見概要及び市の考えについて

NO.	意見概要	向日市の考え方
1	<p>第2条(4)感染症の患者等にオを追加する。 オ 感染を防止するためワクチンを接種した者及び副作用が心配で接種しない者及びそれらの家族。 ※詳細な理由 現段階でワクチン接種した者の副作用のすべてが明らかになっていないわけではなく、数年後の副作用等についても明らかではない。ネットや海外の情報、国内の情報でものワクチン接種者から非接種者に対し、悪影響があると報告されている。海外でも、ワクチン接種が進んでおり、米国やカナダでも国民の50%以上が接種者、残り50%が非接種者となっており、非接種者は接種者から悪影響がうつる事を心配して、交通機関や各施設内でも、接触者と非接触者を分けて運用するシステムをとっています。 この意見書はそのような接種者と非接種を差別する事なく、人権を守ることを目的にしています。なのでもし、第2条(4)感染症の患者等にオを追加するだけで、上記の目的に達しない、又は適合しないならば第7条を追加して載せ、その旨(目的)を達成する様にお願いします。</p>	<p>ワクチン接種後の副反応に起因する差別や様々な理由によりワクチンが接種できない又はしない者に対する差別についての規定がないことから、第2条第4号に「オ その他アからエに含まれない感染症に起因した差別を受けるおそれがある者」を追加します。</p>
2	<p>この条例(案)には向日市が(起案した担当課が)主体的に策定した様子が見えない。残念ながら、他市の条例をベースにした疑いすら感じられる。感染症対策の実務を担っている市民サービス部門の意見を取り入れて、向日市らしい意気込みが入った条例(案)の策定を求める。</p>	<p>この条例は、新型コロナウイルス感染症等により、感染者等が誹謗中傷や不当な差別又はプライバシーが侵害されることによって、基本的人権の尊重が脅かされることを防ぐため、市の責務や市民の責務、事業所の責務を明らかにし、正しい知識を習得し、市民一人ひとりが人権侵害行為をしないようはたらきかけるための条例制定を考えています。</p>
3	<p>この条例(案)には向日市が市民や市内の事業者と協同して人権擁護に取り組む迫力が感じられないので、条文が市民や事業者の心に響かない。そもそも、感染症対策には人権擁護の視点が必要であり、その上で感染者等への人権侵害行為を許さないことが大切である。その首尾一貫性を求める。改めて、この条例(案)を策定する意義を説明されたい。</p>	<p>感染症対策を行うための条例ではなく、あくまでも感染者や感染のおそれがある方を不当に扱ってはならないという人権擁護を規定しています。</p>

4	この条例（案）には、条文の文言に誤解を招く部分も散見される。用語の使い方を再考し、推敲を重ねる必要がある。	<p>濃厚接触者や無症状感染者や宿泊療養者等など多岐に病状が渡ることから「患者等」の表現を「感染者等」に変更し、それに関する条文の文言を変更します。</p> <p>市民及び事業者が基本的人権尊重の意識を更に高めるため、市民及び事業者の「役割」を「責務」に変更します。</p> <p>「感染症の感染者等」の定義に地域などを含んでいることから、第3条及び第6条に、「自己の管理する場所又は施設において感染症が発生したこと等」を追加します。</p> <p>具体的に責務を記載し誤解を招かないため、第5条及び第6条に「第3条に掲げる基本理念を理解し、」を追加します。</p>
---	---	---